

火災予防上の命令を受けている対象物及び危険物施設

令和7年12月8日更新

防火対象物の所在地	岡山市北区建部町鶴田933番地6
防火対象物の名称	旭川観光センターホテル
命令を受けた者の氏名	橋本 規敏
根拠 法 令	消防法第17条の4第1項
命 令 事 項	<p>1 1階にある消火器に「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設けること。（消防法第17条、消防法施行規則第9条）</p> <p>2 適応火災が文字表示の「旧規格」消火器は、絵（ピクトグラム）表示の「新規格」消火器に交換すること。（消防法第17条、消防法施行令第30条）</p> <p>3 1階事務室、1階ロビー、1階ロビー押し入れ、2階宿泊室（ばら）の広縁及び2階受信機のある室の自動火災報知設備の感知器の未警戒を改修すること。（消防法第17条）</p> <p>4 1階及び2階自動火災報知設備の発信機の表示灯の点灯不良を改修すること。（消防法第17条）</p> <p>5 自動火災報知設備の受信機及び感知器が型式失効となっているので、技術上の規格に適合したものと交換すること。（消防法第17条、消防法施行令第30条）</p> <p>6 自動火災報知設備の受信機付近に警戒区域一覧図を備えておくこと。（消防法第17条、消防法施行規則第24条の2）</p> <p>7 自動火災報知設備を、政令で定める技術上の基準に適合するように改修すること。（1階の自動火災報知設備の発信機及び表示灯の視認操作障害、2階の塗装した感知器）（消防法第17条）</p> <p>8 2階東側誘導灯は常時点灯できるようにその機能を有效地に維持管理すること。（消防法第17条）</p> <p>9 1階出入口及び2階階段下り口付近に避難口誘導灯を設置すること。（消防法第17条、消防法施行令第26条）</p> <p>履行期限 令和8年1月30日</p>
命 令 発 令 日	令和7年7月1日
所 轄 消 防 署 名	岡山市北消防署